

物品（公用車）売払いの条件付き一般競争入札
消防ポンプ自動車1台、救急自動車1台

入札説明書

入札日時：平成31年2月19日（火）午後1時30分から

入札場所：渋川広域消防本部2階多目的室

渋川広域消防本部

渋川地区広域市町村圏振興整備組合が保有する公用車（消防ポンプ自動車1台、救急自動車1台。）を、条件付き一般競争入札により売払いします。下記事項をお読みの上参加してください。

1 売払物品及び予定価格（最低売払価格）等

(1) 売払物品及び予定価格（最低売払価格）

消防ポンプ自動車1台、救急自動車1台

(型式等の詳細は、別紙自動車検査証のとおり。)

入札番号	車名等	初度登録年月	予定価格（最低売払価格）
1	消防ポンプ自動車	平成16年12月	1,000,000円
2	救急自動車	平成19年1月	900,000円

注 この表の予定価格（最低売払価格）は、消費税及び地方消費税を含まない。

(2) 落札者に対する売払価格は、当該落札者が入札書に記載した金額（再利用する場合は、リサイクル料金を除く。）に、当該金額の8パーセントに相当する金額を加算した金額となります。

2 競争入札に参加することができる者の要件

競争入札に参加することができる者は、入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）に定める欠格事項に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員に該当しないこと。

3 売払条件

- (1) 落札者は、落札決定後5日以内に、渋川地区広域市町村圏振興整備組合と契約を締結してください。
- (2) 買受人は、契約の締結後20日以内に売払代金を支払ってください（支払は、渋川地区広域市町村圏振興整備組合が発行する納入通知書により指定金融機関等に納入する方法で行ってください。）。
- (3) 売払物品の引渡しは、買受人による売払代金の支払を確認した後に行います。
- (4) 売払物品は、現状有姿渡しとします。

- (5) 売払物品に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による登録及び移動等所定の手続は、買受人が本契約後30日以内に行ってください。
- (6) (5)の所定の手続に係る費用（自動車重量税・任意保険等を含む。）は、買受人が負担してください。

4 売払物品の公開の時期及び場所

- (1) 日時 平成31年2月6日（水）から平成31年2月13日（水）まで（ただし、土・日曜日、祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）。
- (2) 場所 渋川市渋川1815-51
 渋川広域消防本部 駐車場
 ※ご覧になる場合は、事前に（0279-25-4191）へご連絡をお願いします。

5 条件付き一般競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)の提出の期間、場所及び方法

- (1) 期間 平成31年2月6日（水）から平成31年2月13日（水）まで（ただし、土・日曜日、祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）。
- (2) 場所 渋川市渋川1815-51
 渋川広域消防本部 総務課
 電話0279-25-4191（直通）
- (3) 方法 申込書の提出は、提出場所に直接持参してください。電報、電送又は郵便等によるものは、受け付けません。
 なお、期限までに申込書を提出しない方又は競争入札参加資格がないと認められた方は、この競争入札に参加することができません。

6 入札手続き等

- (1) 入札及び開札の日時

平成31年2月19日（火）、次の表に掲げる入札開始予定時刻
 即時開札

入札開始時刻に入札会場に入室しない方は、当該入札を棄権したものとします。

入札 番号	車名等	入札開始予定時刻
1	消防ポンプ自動車	午後1時30分
2	救急自動車	午後1時45分

- (2) 入札及び開札の場所

渋川市渋川1815-51

渋川広域消防本部 2 階多目的室

(3) 入札方法

入札書の直接持参によるものとし、電報、電送又は郵送による入札は、認めません。

(4) 入札の回数

予定価格（最低売払価格）を入札前に公表するため、入札の回数は、1 回とします。

(5) 入札保証金 免除

(6) 契約保証金 免除

7 入札当日の持参品等

入札当日は、下記の書類等を持参し、入札会場に来場してください。

なお、電報、電送及び郵送等による入札書の送付には応じられません。

(1) 委任状（代理人が入札に参加する場合。）

法人で代表権のない方が入札に参加する場合又は個人でやむを得ない事由により代理の方が入札に参加される場合は、委任者の委任状を持参してください。

なお、委任状はこの説明書に添付しているものを使用してください。

(2) 入札書及び封筒（入札参加申込書の受理後にお渡しいたします。）

(3) 筆記用具及び印鑑

代理人が入札する場合は、代理人本人の印鑑を持参してください（委任者の印鑑は、不要です。）。

8 入札の注意事項

(1) 渋川地区広域市町村圏振興整備組合指定の書式以外の書面による入札は、無効となります。

(2) 入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、所定の封筒に入れて入札執行者に提出してください。

(3) 入札金額には、消費税及び地方消費税相当額を含まない額を記載してください。契約額は、落札者が入札書に記載した金額（再利用する場合は、リサイクル料金を除く。）に、当該金額の 8 パーセントに相当する金額を加算した金額となります。

(4) 入札金額は、算用数字により表示し、金額の頭部に ¥ 記号を記入してください。

(5) 再利用する場合は、入札書の入札金額欄にある、□別途リサイクル料金にレ点を入れてください。

(6) 理由のいかんにかかわらず、提出した入札書の訂正、引替え又は撤回は、認めません。

9 開札及び落札者の決定

(1) 開札

開札は、入札後直ちに入札者の面前で行います。

(2) 落札者の決定

渋川市契約規則（平成18年渋川市規則第49号）第8条第1項の規定により定めた渋川地区広域市町村圏振興整備組合の予定価格（最低売払価格）以上の入札金額のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。

10 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格がない者のした入札
- (2) 同一事項に対し同時に2以上の入札をした者の入札
- (3) 入札に際し不正のあった者のした入札
- (4) 入札書に必要な事項を記載しなかった者のした入札
- (5) 金額を訂正し又は記名押印を欠いた入札書による入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した者のした入札

11 契約の締結

落札者は、契約決定の日を含めて5日以内に渋川地区広域市町村圏振興整備組合指定の売買契約書（案）により契約を締結していただきます。

なお、売払代金は、その金額を売買契約締結後20日以内に、渋川地区広域市町村圏振興整備組合の指定した納入通知書により納付していただくこととなります。

12 売払物品の引渡し手続き

(1) 再利用する場合

ア リサイクル料金（消防ポンプ自動車は9,240円、救急自動車は16,070円。）を渋川地区広域市町村圏振興整備組合管理者が指定する口座へ振り込んでください。

イ 赤色警告灯、車体の所属名は撤去及び消去し、車両四方面の写真を添付し渋川地区広域市町村圏振興整備組合管理者あてに報告してください（書式指定なし）。

ウ 売払代金の納入通知書兼領収書（納付済み）及び登録識別情報等通知書を提示（写しをとらせていただきます。）していただいたときに、当該車両の鍵等をお渡しします。

(2) 解体する場合

ア 解体状況の写真を添付し渋川地区広域市町村圏振興整備組合管理者あてに報告してください（書式指定なし）。

イ 使用済自動車引渡証明書を提出してください。

ウ 売払代金の納入通知書兼領収書（納付済み）及び登録識別情報等通知書を提示（写しをとらせていただきます。）していただいたときに、当該車両の鍵等をお渡しします。

※なお、売払物品は、次の期日にお引き取りいただきます（土・日曜日、祝日を除きます。）。

車名等	引取期日
消防ポンプ自動車	平成31年3月18日（月）から平成31年3月25日（月）まで
救急自動車	契約日から平成31年3月25日（月）まで

1.3 その他の注意事項

- (1) 売払物品の引渡しは、現状有姿のままで行いますので、4(1)に定める日時に当該売払物品を十分確認してください。
- (2) 無線機は、撤去してあります。
- (3) 売払物品については、使用しなくなった引取期日の開始日以降の整備は行いません。
- (4) 売払い車両には次の物品がつきます。

車名等	付属物品
消防ポンプ自動車	別添「消防ポンプ自動車資機材(売払い品)」にある物品
救急自動車	別添「救急自動車資機材(売払い品)」にある物品

- (5) 引渡し後の不調や故障についての補償は一切行いません。
- (6) いかなる理由があっても返品、交換はできません。

物 品 売 買 契 約 書 (案)

売払人 渋川地区広域市町村圏振興整備組合 管理者 高木勉 (以下「甲」という。)
と買受人 (以下「乙」という。) との間において、次の条項により物品の売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(売買物品)

第2条 甲が乙に売り渡す物品 (以下「売買物品」という。) は、次のとおりとする。

物 品 名	消防ポンプ自動車
数 量	1台
初度登録年月	平成16年12月
車 名	いすゞ
車 台 番 号	FSS35G3J-7000013

(売買代金)

第3条 売買代金は、金 円とする。

(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円)

(契約保証金)

第4条 甲は、乙が納入すべき契約保証金を免除する。

(売買代金の支払い)

第5条 乙は、本契約締結後、契約書に定める売買代金を、甲の発行する納入通知書により甲の指定金融機関等に、契約の締結後20日以内に納入するものとする。

(所有権の移転)

第6条 売買物品の所有権は、乙が甲に売買代金を納入すると同時に何らの手続きを要しないで、甲から乙に移転するものとする。

(売買物品の引き渡し)

第7条 売買物品の引渡しは、売買代金の納入を甲が確認した後、当該物品の譲渡証明書を渡し、乙は登録識別情報等通知書を甲に渡すことにより、甲は鍵等を乙に渡すこととする。

2 売買物品の引き渡しは現状有姿渡しとする。

3 乙は引き渡された売買物品を平成31年3月18日(月)から平成31年3月25日(月)までに引き取るものとする。

(費用の負担等)

第8条 売買物品に係る道路運送車両法による車検、登録及び移動等の諸手続は、乙が行う。

2 前項に定める諸手続に係る費用(自動車重量税等を含む。)は、乙の負担とする。

3 乙は、売買物品の乗用の開始に当たり、自己の負担で必要な整備を行い、十分に安全を確認する。また、甲は、引渡後の不調や故障についての補償は行わないものとする。

(危険負担)

第9条 乙は、この契約締結の日から第7条の規定により売買物品を乙に引き渡すまでの間において、当該物品が甲の責めに帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対して売買代金の減免又は契約の解除を請求することができないものとする。

(かし担保責任)

第10条 乙は、この契約締結後に、売買物品に隠れたかしのあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除を請求することができないものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第12条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(契約の費用)

第13条 この契約の締結に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(所轄裁判所)

第14条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、本物件所在地を管轄する前橋地方裁判所とする。

(協議)

第15条 本契約の条項に疑義を生じた場合又は定めていない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

所在地 群馬県渋川市石原1434番地1
甲 商号又は名称 渋川地区広域市町村圏振興整備組合
代表者職氏名 管理者 高木 勉 印
所在地
乙 商号又は名称
代表者職氏名 印

別添

消防ポンプ自動車 資機材（売払い品）

資機材名	メーカー（製造業者等）	型式等	数量	備考
消防用吸管			左右各 1	
ホースレイヤー	日本機械工業(株)	NKH-150	1	
高圧ホース (放水器具含む)	(株)モリタ		各 1	

番号 00744 A

平成 30年 12月 14日

群馬運輸支局長



自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用(別)	車体の形状	
群馬 830 寸 2119	平成 16年 12月 22日	平成 16年 12月	普通	特種	自家用	消防車 [523]	
いすゞ		[012]	7人	1500kg	7770kg	9655kg	
車台番号			長さ	幅	高さ	前軸重 前後軸重 後前軸重 後後軸重	
FSS35G3J-7000013			733mm	226mm	278mm	3120kg	4650kg
型式	原動機の型式	総排気量又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号	類別区分番号		
PB-FSS35G3J改	6HL1	7.16	軽油				
所有者の氏名又は名称	渋川地区広域市町村圏振興整備組合						
所有者の住所	群馬県渋川市石原1434-1					[10507 0104]	
使用者の氏名又は名称	渋川広域消防本部						
使用者の住所	群馬県渋川市渋川1815-51					[10507 0128]	
使用の本拠の位置	***						
有効期間の満了日	平成 32年 12月 13日		年 月 日				
備考	<p>【群馬】継続検査 自動車重量税額 Y114,000 使用車種規制 (NOx・PM) 適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。 この自動車は速度抑制装置の装備義務付けの対象外です。 【走行距離計表示値】108,800km (平成30年12月14日)</p> <p>【旧走行距離計表示値】98,400km (平成28年12月6日) 低PM認定車 平成13年騒音規制車、近接排気騒音規制値 98dB この自動車は、使用者の事業により特種用途に該当 【受検種別】指定整備車</p> <p>【検査時の点検整備実施状況】点検整備記録簿記載あり 【受検形態】指定整備工場 【整備工場コード】46-00026 【改造内容】自群馬第242号 平成16年12月22日 [0398] 動力伝達装置 以下余白</p>						

裏面をこぎ下さし



【A券】預託証明書（リサイクル券）

<<車両欄>>

リサイクル券番号	0100-2053-0913
車台番号	FSS35G3J-7000013
車名	いすゞ

財団法人
自動車リサイクル促進センター

2006年12月14日発行
事務処理番号: 1-10301190030804



<<料金欄>>

シュレッダーダスト料金	¥6,830
エアバッグ類料金	¥2,180
フロン類料金	*****
情報管理料金	¥230
預託金額合計	¥9,240

※本券（A券）は車両記載の車台番号の車両
にのみ有効です。
※料金欄で「*****」と表示されている項目は
リサイクル料金が預託されていない状態です。
使用済自動車引渡時に整備がある場合は
リサイクル料金の追加預託が必要です。

<使用済自動車引渡時、引取業者へ送付し>

【B券】使用済自動車引取証明書

引取日: 年 月 日

リサイクル券番号 (移動報告番号)	0100-2053-0913
車台番号	FSS35G3J-7000013
車名	いすゞ
預託金額	¥9,240 (消費税込み)

<引取者>

氏名・名称

<引取業者>

登録番号

氏名・名称

事業所名称

所在地

TEL

※本券（B券）は使用済自動車の再資源化等に関する法律第9条の規定
により、使用済自動車を引取った際に同法第9条の規定に基づき
当該使用済自動車の引取りを求めた者に交付する書面となります。

<受領証（C券）利用時送付し>

【C券】資金管理料金受領証

リサイクル券番号	0100-2053-0913
車台番号	FSS35G3J-7000013
車名	いすゞ

受領金額

¥480

(消費税込み)

財団法人
自動車リサイクル促進センター

2006年12月14日発行
事務処理番号: 1-10301190030804

【D券】料金通知書兼発行者控

リサイクル券番号	0100-2053-0913
車台番号	FSS35G3J-7000013
車名	いすゞ

財団法人
自動車リサイクル促進センター

2006年12月14日発行

12/14 支払金額合計 ¥9,240

支払金額合計	¥9,240
シュレッダーダスト料金	¥6,830
エアバッグ類料金	¥2,180
フロン類料金	*****
情報管理料金	¥230
資金管理料金	¥480
フロン券による事前支払額	*****

物 品 売 買 契 約 書 (案)

売払人 渋川地区広域市町村圏振興整備組合 管理者 高木勉 (以下「甲」という。)
と買受人 (以下「乙」という。) との間において、次の条項により物品の売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(売買物品)

第2条 甲が乙に売り渡す物品 (以下「売買物品」という。) は、次のとおりとする。

物 品 名	救急自動車
数 量	1台
初度登録年月	平成19年1月
車 名	トヨタ
車 台 番 号	TRH226-0003056

(売買代金)

第3条 売買代金は、金 円とする。
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円)

(契約保証金)

第4条 甲は、乙が納入すべき契約保証金を免除する。

(売買代金の支払い)

第5条 乙は、本契約締結後、契約書に定める売買代金を、甲の発行する納入通知書により甲の指定金融機関等に、契約の締結後20日以内に納入するものとする。

(所有権の移転)

第6条 売買物品の所有権は、乙が甲に売買代金を納入すると同時に何らの手続きを要しないで、甲から乙に移転するものとする。

(売買物品の引き渡し)

第7条 売買物品の引渡しは、売買代金の納入を甲が確認した後、当該物品の譲渡証明書を渡し、乙は登録識別情報等通知書を甲に渡すことにより、甲は鍵等を乙に渡すこととする。

2 売買物品の引き渡しは現状有姿渡しとする。

3 乙は引き渡された売買物品を平成31年3月25日(月)までに引き取るものとする。

(費用の負担等)

第8条 売買物品に係る道路運送車両法による車検、登録及び移動等の諸手続は、乙が行う。

2 前項に定める諸手続に係る費用(自動車重量税等を含む。)は、乙の負担とする。

3 乙は、売買物品の乗用の開始に当たり、自己の負担で必要な整備を行い、十分に安全を確認する。また、甲は、引渡後の不調や故障についての補償は行わないものとする。

(危険負担)

第9条 乙は、この契約締結の日から第7条の規定により売買物品を乙に引き渡すまでの間において、当該物品が甲の責めに帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対して売買代金の減免又は契約の解除を請求することができないものとする。

(かし担保責任)

第10条 乙は、この契約締結後に、売買物品に隠れたかしのあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除を請求することができないものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第12条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(契約の費用)

第13条 この契約の締結に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(所轄裁判所)

第14条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、本物件所在地を管轄する前橋地方裁判所とする。

(協議)

第15条 本契約の条項に疑義を生じた場合又は定めていない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

所在地 群馬県渋川市石原1434番地1
甲 商号又は名称 渋川地区広域市町村圏振興整備組合

代表者職氏名 管理者 高木 勉 印

所在地
乙 商号又は名称
代表者職氏名

印

別添

救急自動車 資機材（売払い品）

資機材名	メーカー（製造業者等）	型式等	数量	備考
自動車用ファクシミリ		NTT FAX P-2	1	
車両固定血圧計		ウォール型アネロイド血圧計タイコス	一式	
メインストレッチャー	ファーノワシントン	エクスチェンジスト レッチャーモデル 4155-4080	一式	
オキシパック			一式	
手指消毒器		蓄圧式 10 防水型	一式	
手洗い器			一式	
ラジアルタイヤ			4本	ホイール付き

番号 00210 A

平成 29 年 1 月 20 日

群馬運輸支局長



自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状
群馬 800 ナ 8623 車 名	平成 19 年 1 月 16 日	平成 19 年 1 月	普通乗車	特種	自家用	救急車 [520]
トヨタ		[194]	7人			2840mm 3225mm
TRH226-0003056			長さ	幅	高さ	前軸重 前後軸重 後軸重
型式	原動機の型式	総排気量又は定格出力	563cc	188cc	254cc	1520kg 1320kg
CBF-TRH226S	2TR	2.69	ガソリン			
所有者の氏名又は名称	渋川地区広域市町村圏振興整備組合					
所有者の住所	群馬県渋川市石原1434-1 [10507 0104]					
使用者の氏名又は名称	渋川広域消防本部					
使用者の住所	群馬県渋川市渋川1815-51 [10507 0128]					
使用の本拠の位置	***					
有効期間の満了する日	平成 31 年 1 月 19 日	年 月 日				
備考	<p>[群馬], 継続検査 自動車重量税額 ¥32,800 使用車種規制 (NOx・PM) 適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。 [走行距離計表示値] 247, 100km (平成29年1月20日) [旧走行距離計表示値] 215, 200km (平成26年12月26日) 平成12年騒音規制車, 近接排気騒音規制値 97dB この自動車は、使用者の事実により特種用途に該当 [受検種別] 指定整備車 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり [受検形態] 指定整備工場</p>					

裏面もご覧下さい。



0077215554

[A券] 預託証明書 (リサイクル券)

<<車両欄>>

リサイクル券番号	0410-3443-2699
車台番号	TRH226-0003056
車名	トヨタ

財団法人
自動車リサイクル促進センター

2007年1月10日発行
事務処理番号: 004-0330198 <2>



<<料金欄>>

シュレッダーダスト料金	¥11,540
エアバッグ類料金	¥2,250
フロシ類料金	¥2,050
情報管理料金	¥230
預託金額合計	¥16,070

※本券(A券)は車両欄記載の車台番号の車両にのみ有効です。
※料金欄で「*****」と表示されている項目はリサイクル料金が預託されていない状態です。使用済自動車引渡時に連絡がある場合はリサイクル料金の追加預託が必要です。

<使用済自動車引渡時、引取業者切離し>

[B券] 使用済自動車引取証明書

引取日: 年 月 日

リサイクル券番号 (移動報告番号)	0410-3443-2699
車台番号	TRH226-0003056
車名	トヨタ
預託金額	¥16,070 (消費税込み)

<引取業者>

氏名・名称

<引取業者>

登録番号

氏名・名称

甲

事業所名称

所在地

TEL

※本券(B券)は使用済自動車の再資源化等に関する法律第9条の規定により、使用済自動車を引取った際に同法第8-0条の規定に基づき当該使用済自動車の引取りを求めた者に交付する書面となります。

<受領証(C券)利用時切離し>

[C券] 資金管理料金受領証

リサイクル券番号	0410-3443-2699
車台番号	TRH226-0003056
車名	トヨタ

受領金額

¥380

(消費税込み)

財団法人
自動車リサイクル促進センター

2007年1月10日発行
事務処理番号: 004-0330198 <2>